

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集について

警察庁では、風俗営業の許可を受けようとする者が許可申請書に添付しなければならない書類を追加すること等を内容とする「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」等について検討しています。

その内容は別紙1及び別紙2のとおりですので、これについて御意見のある方は、氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名）及び連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、日本語にて御意見を提出してください（ただし、氏名及び連絡先の記載は任意です。）。

意見提出先及び意見提出期間は、次のとおりです。

意見提出先	インターネット	・電子政府の総合窓口 e-Gov パブリックコメント意見提出フォーム ・電子メール (hoanka.iken@npa.go.jp) ※ 電子メールで提出される際は、件名に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。 ※ 電子メールで提出された場合、情報セキュリティの観点から所要の対策が講じられているため、当該電子メールが到達しないおそれがありますので、極力e-Govのパブリックコメント意見提出フォームからの提出をお願いいたします。
	郵 送	〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 警察庁生活安全局保安課企画係 パブリックコメント担当
意見提出期間	令和7年8月29日（金）から 令和7年9月27日（土）までの間（必着）	

なお、御意見の提出に当たっては、次の事項をあらかじめ御承知ください。

- 1 電話による御意見は受け付けておりません。
- 2 頂いた御意見に対しての個別の回答はいたしません。
- 3 意見提出者の氏名及び連絡先は、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。
- 4 頂いた御意見の内容は、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、必要に応じ公表する可能性があります。
- 5 別紙1及び別紙2の改正内容のどの部分についての御意見かが分かるよう、数字、記号等をお示しの上、御意見を提出してください。

例：「別紙1の3(1)についての意見…」

〈 凡 例 〉

- 法： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）をいう。
- 改正法： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第45号）をいう。
- 新 法： 改正法による改正後の法をいう。
- 令： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）をいう。
- 新府令： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和60年総理府令第1号）をいう。
- 新規則： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則案による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）をいう。

〈 参 考 〉

別紙 1 及び別紙 2 のほかに、それぞれの命令案について、新旧対照表を公表しております。

国家公安委員会・警察庁では、国民にとっての分かりやすさの観点から、内閣府令及び国家公安委員会規則の改正について、いわゆる「改め文」方式ではなく、「新旧対照表」方式で行うこととしております。これに伴い、今回公表している内閣府令案及び国家公安委員会規則案の新旧対照表には、従来の新旧対照表（改正案欄と現行欄の相違点を一重傍線のみで表現）とは異なる新たな表記があります。

新たな表記とその意味は次のとおりです。

【二重傍線】

- 1 改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる標記部分（注）に二重傍線を付しており、その標記部分が異なる場合
改正前欄に掲げる二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。
- 2 改正前欄に掲げる対象規定に対応するものを改正後欄に掲げていない場合
対象規定を削る。
- 3 改正後欄に掲げる対象規定に対応するものを改正前欄に掲げていない場合
対象規定を加える。

（注） 標記部分とは、章、条、項、号、号の細分等の一まとまりの規定の冒頭の「第○章」、「第○条」、「1」、「一」、「イ」等の部分をいう。

1 命令等の題名

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

2 根拠となる法令の条項

法第 5 条第 1 項及び法第31条の23において準用する法第 9 条第 5 項

3 改正の内容

- (1) 風俗営業の申請者が個人である場合の許可申請書の添付書類について所要の改正を行う（新府令第 1 条第 4 号、第 5 号及び第 6 号関係）。
- (2) 風俗営業の申請者が法人である場合（下記(3)に該当する場合を除く。）の添付書類に次の書類を追加するほか、所要の改正を行う（新府令第 1 条第 7 号関係）。
 - ア 新法第 4 条第 1 項第 7 号及び第13号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
 - イ 申請者と密接な関係を有する新法第 4 条第 1 項第 7 号イからハまでに掲げる法人があるときは、その名称及び住所並びに代表者の氏名を記載した書面
 - ウ 申請者が株式会社であるときは、株主名簿の写し
- (3) 申請者が法人の風俗営業者である場合の添付書類に次の書類を追加する（新府令第 1 条第 8 号関係）。
 - ア 前記(2)アからウまでに掲げる書類
 - イ 申請者が持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第 1 項に規定する持分会社をいう。）であるときは、定款
- (4) その他
その他所要の改正を行うこととする。

4 施行期日

改正法附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日（令和 7 年11月28日）から施行する。

1 命令等の題名

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則

2 根拠となる法令の条項

新法第4条第1項第7号イ、ロ及びハ並びに第8号ロ、第7条の2第1項並びに第7条の3第1項（これらの規定を新法第31条の23において準用する場合を含む。）、第20条第2項、第31条の13第3項、第39条第7項並びに第41条の3第1項並びに令第11条第3項（令第25条第3項及び第26条第3項において準用する場合を含む。）

3 改正の内容

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正

ア 許可を受けようとする者と密接な関係を有する法人に係る規定の追加（新規則第6条の3関係）

新法第4条第1項第7号イからハまでに掲げる、風俗営業の許可を受けようとする者の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者に係る規定を追加する。

イ 風俗営業者に対する聴聞決定予定日の通知に係る規定の追加（新規則第6条の4関係）

新法第4条第1項第8号ロに規定する聴聞決定予定日の通知に係る規定を追加する。

ウ その他

改正法により法第4条第1項が改正され、風俗営業の許可に係る不許可事由が追加されたことに伴い、新法第4条第1項を引用している規定を改正するほか、所要の改正を行う。

(2) 風俗環境浄化協会等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第3号）の一部改正

改正法により法第4条第1項が改正され、風俗営業の許可に係る不許可事由が追加されたことに伴い、新法第4条第1項を引用している規定について所要の改正を行う。

(3) 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）の一部改正

改正法により法第4条第1項が改正され、風俗営業の許可に係る不許可事由が追加されたことに伴い、新法第4条第1項を引用している規定について所要の改正を行う。

4 施行期日

改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和7年11月28日）から施行する。